

図 16 森林被害の状況（山梨県森林総合研究所）

(イ) 被害防除の状況

農林業被害防除対策については、各種補助制度を活用し、農地周辺での被害防止柵の設置や、森林整備を実施した区域での被害防止柵の設置、忌避剤の塗布、幼齢木ネットの設置等を実施している。

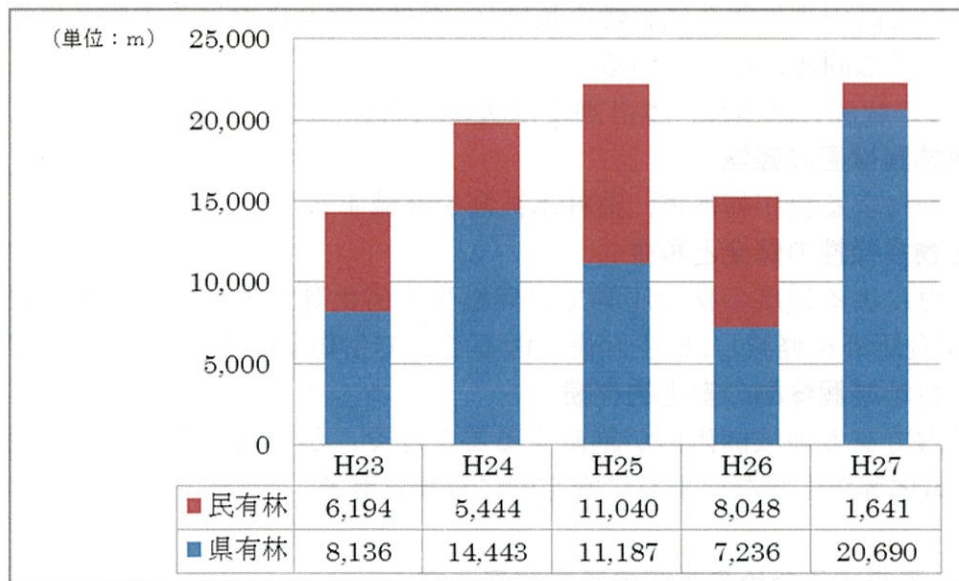


図 17 森林に係る防護柵の設置状況（設置延長）

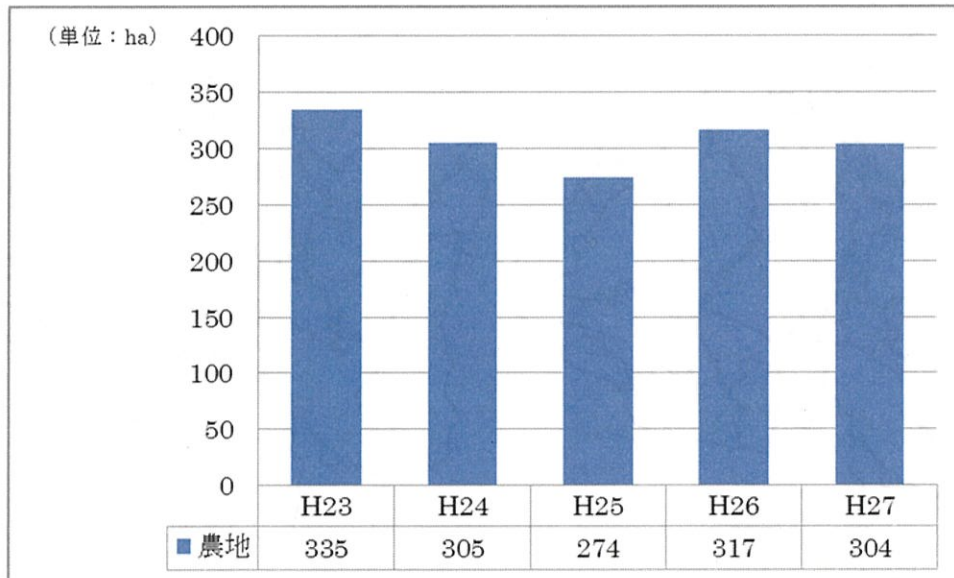


図 18 農地に係る防護柵の設置状況（獣害防止面積）

(2) 管理の目標

県内のシカ密度（個体数）は減少が見られるが依然として高水準で、農林業被害も恒常化している。

森林では採食圧により自然植生にダメージを与えており、特に南アルプス地域等では高山帯に分布域を広げ、一部のエリアにおいては希少な高山植物を採食するなど高山帯生態系に影響を及ぼし、森林生態系における生物多様性の保全上、大きな問題となっている。

これらの状況を踏まえ、本計画では次の三点を管理の目標とする。

① 農林業被害の軽減

シカによる農作物被害、造林木被害を軽減する。

② 生物多様性の保全と再生

シカによる過度の採食圧等で自然植生の劣化等が生じている地域において、採食圧等を軽減し、植生回復を図ることで生物多様性を保全・再生する。

③ シカ地域個体群の安定的存続

県内でシカ地域個体群が絶滅することなく、かつ高密度化による生息環境の劣化等が生じないように安定的に存続させる。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

ア 計画対象区域での施策

(7) 計画対象区域のゾーニング

本県は地形的に標高差が大きく、県土の周囲を2,000m～3,000m級の山塊に囲まれているという特徴がある。低標高部は種々の産業の生産活動の場に

なっており、シカとの軋轢が最も大きくなる地域であり、標高を基準としたシカ管理のゾーニングを行うことは、人間とシカの調和的共存を図るのに有効であると考えられる。

また、本県は富士山をはじめとして全国的にも貴重な高山、亜高山帯を有しているが、これらの多くには広大な鳥獣保護区が配置されており、総面積は74,795.9ha、県土面積の16.8%に及んでいる。これらの地域には貴重かつ特有の動植物が存在しており、独特の生態系バランスが保たれているが、近年の温暖化などの影響により、これまでシカが生息していなかった高標高域（多雪地域）にシカの分布が拡大し、特有の森林生態系に影響を与えることが懸念されている。これらの地域におけるシカの管理は森林生態系の保全のため非常に重要であり、特別な対策を検討する必要がある。

以上を踏まえ、各管理地域区分において、次のようなゾーニングを行い、それぞれの地域ごとに重点的な目標を設定し、個体数調整、生息環境整備、被害防除対策及びモニタリング（以下「管理事業」という。）を実施することとする。

なお、ゾーニングは次の区分を原則とするが、各ゾーンにおける管理事業実施にあたり、調整が必要な場合は、関係機関による調整を行うものとする。

- ・農林業ゾーン : 標高1,000m未満の地域
- ・共生ゾーン : 標高1,000m以上で鳥獣保護区及び特別保護地区以外の地域
- ・生態系保全ゾーン : 標高1,000m以上で鳥獣保護区及び特別保護地区に含まれる地域

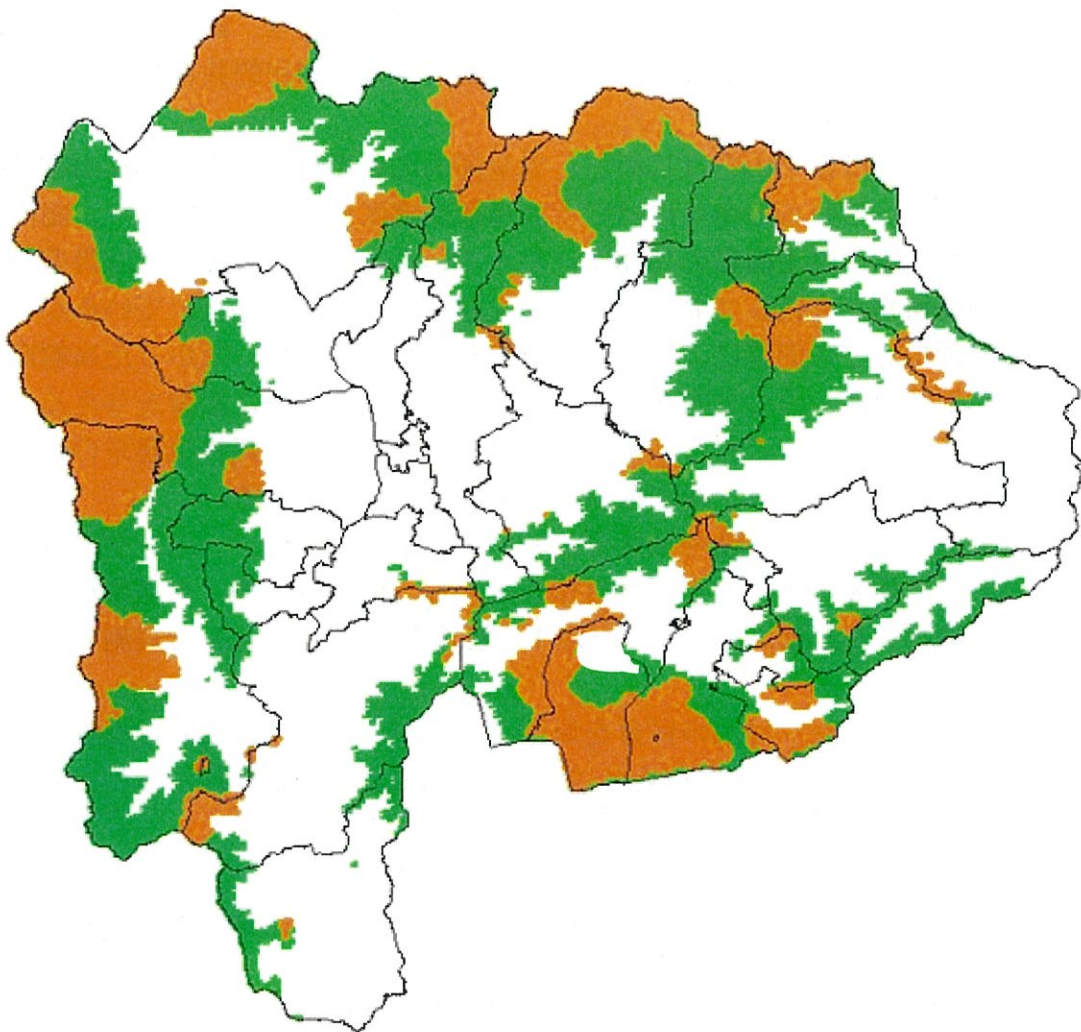





図19 計画対象区域のゾーニング

-  農 林 業 ゾ ー ン
-  共 生 ゾ ー ン
-  生 態 系 保 全 ゾ ー ン

(4) 年度ごとの実施計画の作成

目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組みを定めた実施計画を毎年度作成し、公表するように努める。

実施主体は県及び市町村とし、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下、「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき市町村が策定する被害防止計画がある場合は、これと整合を図る。

また、県において指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定する。

(4) 計画対象地域ごとの管理方針

ア 農林業ゾーン

(ア) 管理方針

この地域は、農地、里山林及び市街地が広がり、人の経済活動が活発な地域であることから、農地や里山林周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村等、地域が主体となって被害防除対策と個体数調整を中心に管理事業を実施する。

(イ) 実施事業

・農地等への侵入防止のための防護柵設置の推進

農作物等への被害を防止するため、農地等へシカが侵入しないよう、広域柵の維持補修や開口部対策、広域柵未設置箇所での防護柵の設置を推進する。

・農地や里山林周辺でのシカの定着解消のための個体数調整の実施

農地や里山林周辺でのシカの定着を解消することを目標にして、農林業被害の状況に応じて計画的に個体数調整を行う。

なお、このゾーン内におけるシカの生息密度は1頭/km²を目標とする。

・地域主体での被害対策の取り組みの促進

被害対策は、地域主体での取り組みが重要であることから、地域での自立的かつ総合的な取り組みを促進する。

イ 共生ゾーン

(ア) 管理方針

この地域では、森林整備が計画的に行われており、木材生産のほか、公益的機能の向上が図られている。しかしながら、森林整備とシカの個体数調整が連携していない場合、シカの高密度化や採食圧により伐採跡地の更新や林床植物の生長が著しく妨げられる状況も見られているため、森林整備と個体数調整の総合的な実施が必要となっている。

この地域をシカの主な生息域として位置付け、植生とのバランスを保ちつつシカ個体群を安定的に存続させることを目標に、県が主体となって、森林整備等による生息環境整備と個体数調整を連携して管理事業を実施する。

(イ) 実施事業

・森林整備による生息環境整備

県有林造林事業等の森林整備を実施し、シカを含めた様々な生物の生息環境改善に資するよう、個体数調整と一体的に実施する。

・自然植生回復のための個体数調整の実施

シカの生息密度が高い箇所や自然植生を回復すべき箇所については、森林整備状況や植生劣化状況を勘案して個体数調整を実施する。また、

生息環境整備と個体数調整を一体的に実施するため、森林整備実施地においても必要に応じて個体数調整を実施する。

なお、このゾーン内におけるシカの生息密度は2～4頭/km²を目標とする。

・ **植生防護柵等の設置**

このゾーン内においても、必要に応じて植生防護柵や幼齢木保護具等を設置し、個体数調整と連携しながら植生保護及び土壌保全を図る。

ウ 生態系保全ゾーン

(7) 管理方針

近年、シカの採食圧による自然植生の劣化が顕著になり、一部の地域では土壌流出が発生するなど、生態系への影響が深刻化していることから、この地域では、県又は国が主体となってシカの生息密度を低減し、林床植生を早急に回復させることを目標に管理事業を実施する。

(1) 実施事業

・ **シカの生息密度を低減させるための個体数調整の実施**

共生ゾーンを含む箇所において、シカの生息密度を低減させるため、シカの高密度化により自然植生が劣化している場所を中心に個体数調整を実施する。

なお、このゾーン内におけるシカの生息密度は1～3頭/km²を目標とする。

・ **植生防護柵等の設置**

シカの採食圧から自然植生を保護する柵や幼齢木保護具等を設置し、個体数調整と連携しながら植生保護及び土壌保全を図る。

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

国が、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月）において示した、平成23年度のシカの推定生息数を平成35年度までに半減させる目標を踏まえ、本県も、平成23年度のシカの推定生息数を平成35年度までに半減させることとし、その後、適正な生息密度となる適正生息数4,700頭まで減少させることを数の調整の目標とする。

数の調整は、狩猟、農林業被害等の防止のための捕獲（有害捕獲）、生息数又は生息範囲の抑制のための捕獲（管理捕獲）により実施する。

県は、毎年度、数の調整による捕獲頭数の目標を定めた実施計画を策定するものとする。

その際、捕獲目標頭数は、直近のモニタリング結果によるシカの推定生息数の中央値を基数として、前年度の捕獲頭数等を踏まえ、生息数の将来予測を実施の上、平成35年度の半減化目標が達成可能となるような捕獲頭数を設定す

ることとし、効果的な計画となるよう留意するものとする。

なお、モニタリングによる生息状況や個体数調整の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

おって、個体数調整にあたっては、生物多様性や狩猟資源の確保のため、絶滅させることのないよう最少存続可能個体数（MVP※）に留意するものとする。

※MVP：最少存続可能個体数（Minimum Viable Population）のことで、個体群絶滅の危機を避けるため個体数をこれ未満にしてはならないという値。

具体的には、IUCN（国際自然保護連合）のレッドリストカテゴリーの一つである Vulnerable（絶滅危惧Ⅱ種）の基準（2001）を参考に、絶滅のおそれのある地域個体群規模（性成熟個体1,000頭）を維持することとする。

(1) 狩猟

ア メスジカの優先捕獲

狩猟においても、個体数抑制に効果的なメスジカの捕獲を優先させる。

イ 特例休猟区制度の適用

シカについては特例休猟区制度を適用する。

休猟区が設定された際は、その区域内におけるシカの狩猟を可能とする。

ウ 狩猟期間の延長

狩猟期間については、11月15日から3月15日までとし、通常の狩猟期間を1ヶ月延長することとする。

エ 捕獲頭数の制限緩和

オス、メスとも無制限とする。

オ くくりわなの輪の直径の規制緩和

シカを捕獲するために使用するくくりわなの輪の直径を12cm以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り、20cm以下に緩和する。

なお、規制緩和の開始時期については、イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会の意見を聴きながら、狩猟期前に定めることとする。

(2) 有害捕獲

市町村は、農林業ゾーンにおいて、シカによる被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合にも有害捕獲を積極的に実施する。

捕獲方法は、わな又は銃器による方法等による。

(3) 管理捕獲

ア 農林業被害軽減目的の管理捕獲

農林業被害軽減を目的にシカを個体数調整する管理捕獲は、農林業ゾーンにおいて、被害の状況に応じて市町村等が実施する。

農地周辺域に定着した個体から優先的に捕獲することとし、銃器による捕獲が困難な場所に定着した個体を捕獲するため、わなによる捕獲を推進する。

イ 自然植生回復目的の管理捕獲

自然植生回復を目的にシカを個体数調整する管理捕獲は、生態系保全ゾーン及び共生ゾーンにおいて、自然植生の劣化状況等に応じて県又は国の機関が実施する。

管理捕獲の方法は、わな又は猟犬を用いた銃器による方法等による。

ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業

本計画の目標を達成するため、生態系保全ゾーン及び共生ゾーンのうち、特にシカの生息密度が高い地域において、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

なお、事業の目的、実施期間、実施区域、事業の目標等については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画で定める。

(4) 新たな捕獲手法の検討・担い手の育成

本県においては、急峻な山地が多く、また、シカの出没が多い草地等周辺での捕獲が課題となっている。

また、狩猟免許所有者の減少・高齢化も進行している。

そこで、くくりわなによる捕獲など、より効率的に捕獲できる手法の推進を図る。

併せて、新たな担い手の確保・育成を図るため、相談会等の開催等による新規狩猟者確保対策、研修会の実施等による管理捕獲従事者養成対策に取り組むこととする。

また、鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に実施することができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保に努めるものとする。

(5) 捕獲個体の処理

捕獲個体の処理に当たっては、捕獲個体を山野に放置することなく適正に処分することとし、併せて、捕獲個体情報の収集のため、必要な計測、試料採取を行うよう努めるものとする。また、捕獲したシカを食肉として有効活用することとする。

7 第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項

(1) 生息環境の保護

シカの生息環境を保護するため、現在指定されている鳥獣保護区の継続に努めることとするが、著しいシカの高密度化等による自然植生の劣化や農林業被害が発生している地域については、他の鳥獣の生息環境の保護について十分考慮し、鳥獣保護区の指定区域の見直しや指定区域内における狩猟の取り扱いについても検討を進める。

(2) 生息環境の整備

ア 森林整備による生息環境整備

共生ゾーンにおいては、荒廃した山林の整備や人工林の針広混交林化、広葉樹の植栽等により生息環境の改善を図る。

イ 生息環境整備と個体数調整の一体的実施

間伐等の森林整備実施地においても、個体数調整との連携が不十分な場合には、シカの高密度化や累積的な採食圧により林床植生の回復が著しく妨げられている。そのため、森林整備等による生息環境整備と個体数調整の連携を強化し、計画的かつ一体的に取り組むこととする。

ウ 個体数増加の防止

森林伐採や草地造成、放棄され草原化した耕作地、法面等の緑化により作り出された草地及び牧草地、放牧地はシカにとって餌量が多い環境であるため、個体数の増加や高い繁殖率の引き金となっている。このことから、個体数の増加をもたらすことのないよう、また、高い繁殖率を維持する要因とならないよう、次のとおり環境を改善する施策を推進する。

- ・ 林縁部における耕作放棄地の解消
- ・ 森林整備を実施した箇所における剥皮防止帯の設置等
- ・ 牧草地における侵入防止柵の設置
- ・ 放牧地において設置されている柵の改善
- ・ 里山林における不用木や侵入竹の除去

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 被害防止対策

ア 農林業被害対策

シカによる被害への防除対策の柱は防護柵である。林業被害にしても、農業被害にしても、防護柵によってシカの侵入を防止することが最も効果的な対策である。シカの生息地と農地を分断する目的で設置した広域柵は、被害対策として一定の成果をあげているが、未設置箇所や開口部での被害の発生が見られることから、維持補修や開口部対策、未設置箇所への防護柵設置を推進することとする。

また、樹幹部の剥皮害防止のため、ネット等による保護を推進する。

イ 自然環境に対する被害対策

自然植生への強い採食圧がかかっている地域では、捕獲圧を高めるとともに、植生防護柵の設置など植生の保護について、関係機関が連携して検討、対策を実施する。

ウ 地域での自立的かつ総合的な取り組みの促進

市町村等は、農業者等の農地の適切な利用への指導・助言及び地形、作物等地域の実情に合わせ、必要に応じて半恒久的な防護柵の設置などの被害防除への支援など、地域全体の被害を軽減するよう被害対策を実施することとする。

県は、地域野生鳥獣被害対策連絡会議を通じて、広域的な連携・調整を行うことにより効果的な被害防除体制の確立を目指すほか、市町村等が実施する被害対策に必要な支援・助言、地域で助言等を行うリーダーの育成、試験研究機関での実証事例（県総合農業技術センターで開発した多獣種対応型進入防止柵である「獣塀くんライト」等）の情報収集、提供等に努めるものとする。

(2) モニタリング等

野生動物の生息状況や生息環境は常に変化しており、自然環境や土地利用等の影響を受けるため、生息状況や被害状況など管理に必要な項目についてモニタリングを定期的実施する。

ニホンジカ保護管理検討会等においてモニタリングの結果を検証し、効果的な管理に活用するほか、必要に応じて本計画及び事業の見直しの検討を行う。

モニタリングの結果と、地形、自然植生や人工林等の生息環境の情報、シカ個体群の情報、被害情報、管理事業の実施状況等は地理情報システム（GIS）上で整理し、集積する。

ア 生息状況

捕獲情報や糞塊法等による定期的な生息密度調査、生息動向調査を実施する。

イ 被害及び自然植生の回復状況

農林業被害を把握するため、「野生鳥獣による農林水産物被害等調査」等により被害地、被害品目、被害量等の情報を収集するとともに、新たな被害把握手法の開発を検討する。また、自然植生の回復状況を把握するため、実地踏査や植生防護柵内外の植生比較調査等を実施する。

ウ 捕獲状況及び個体群特性

捕獲状況を把握するため、狩猟者等から出猟日、捕獲日、捕獲場所及び雌雄別の捕獲頭数などの報告を徹底させるとともに、管理捕獲においては、個体群特性を把握するためのオスの角のポイント数、妊娠の有無等の情報な

ど、シカの個体数変動シミュレーションの指標となる各種情報の収集に努める。

(3) 計画の実施体制

計画の実施に当たっては、国、県、市町村、研究機関、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等が連携して取り組むこととする。

ア 検討会及び協議会の設置

県は、第二種特定鳥獣管理計画の策定又は変更、同計画の実施状況の評価等に係る検討を行うため、学識経験者、農林業団体、狩猟者団体、市町村等により構成される山梨県ニホンジカ保護管理検討会を設置する。

併せて、関係機関相互の連携による捕獲対策及び被害防止対策等の円滑な実施のため、市町村、農林業団体、狩猟者団体等により構成される野生鳥獣被害対策連絡協議会を設置する。

イ 役割分担

県、市町村、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等、多様な実施主体がそれぞれの役割に応じ、モニタリング、被害状況の調査を行うとともに、各種事業を実施するものとする。

なお、県は、市町村等が実施する管理捕獲、被害防除等の事業に対して助成を行う。

ウ 評価

山梨県ニホンジカ保護管理検討会等の意見を聞く中で、毎年度、前年度に実施した事業の評価・検証を行うとともに、その結果を、第二種特定鳥獣管理計画の変更や次年度の実施計画の作成に反映させる。

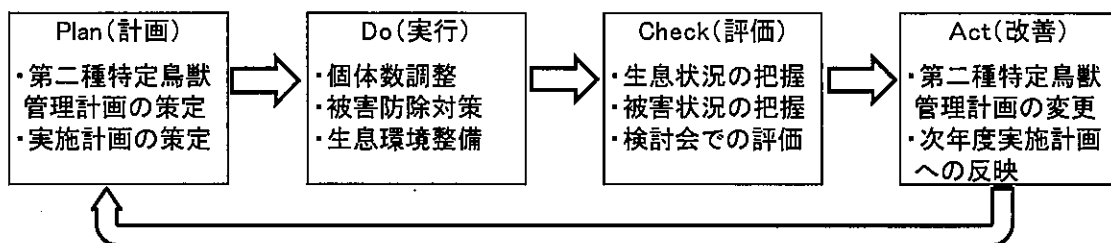


図 20 計画の実施体系

(4) 普及啓発・広報活動

シカによる農林業被害の状況や管理事業の実施について、住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、県は、シカの生息状況、被害状況、捕獲状況等について、ホームページ等により公表するよう努める。

市町村はシカの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民等に対し、シカに関する基本的知識の周知、住民自らが取り組める対策の普及促進に努める。

(5) 関係都県等との連携

県内のシカは、隣接する東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、長野県にまたがる行動域を有しているため、これら関係都県と連携し、分布状況、被害状況、捕獲状況等について情報交換を行うとともに、共同捕獲など効果的な管理事業の実施に向けた取組みを推進する。

また、県内には三つの国立公園があり、そのいずれにおいてもシカによる被害が発生しているため、環境省とも連携を図りながら管理事業を実施する。

同時に、国有林を所管する林野庁とも情報交換等の連携を図る。

(6) その他

管理事業の実施にあたっては、県や大学等の研究機関の科学的知見に基づく調査結果や研究成果を取り入れ、管理の目標設定や、目標を達成するための施策に反映させるとともに、効率的な捕獲や効果的な植生回復の手法等について研究を進めて行く。

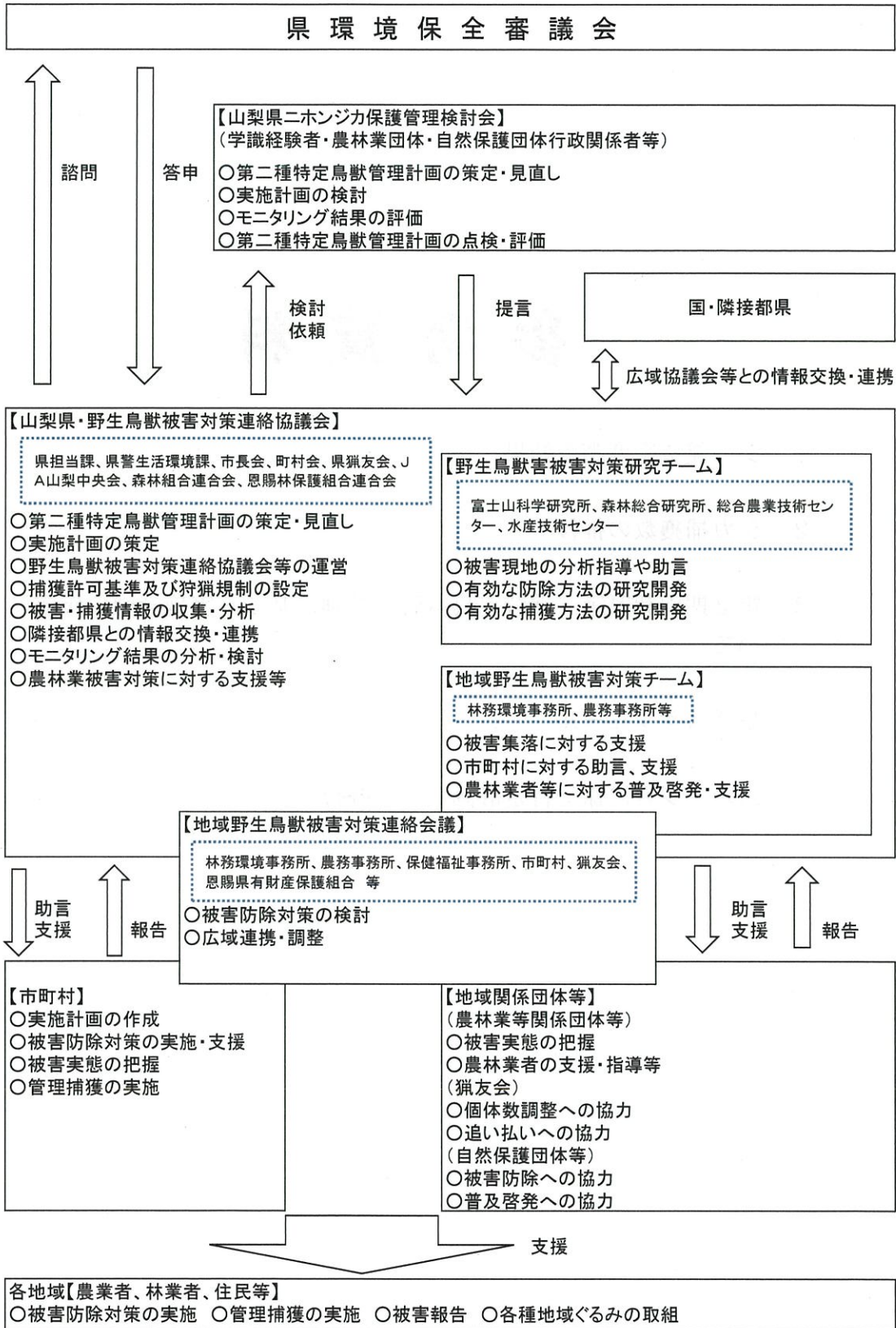
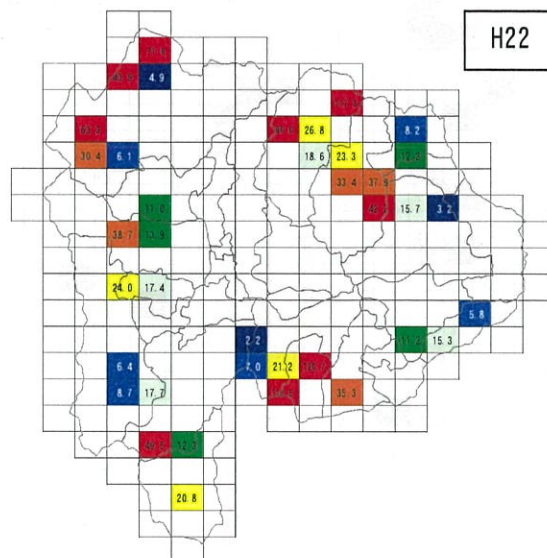
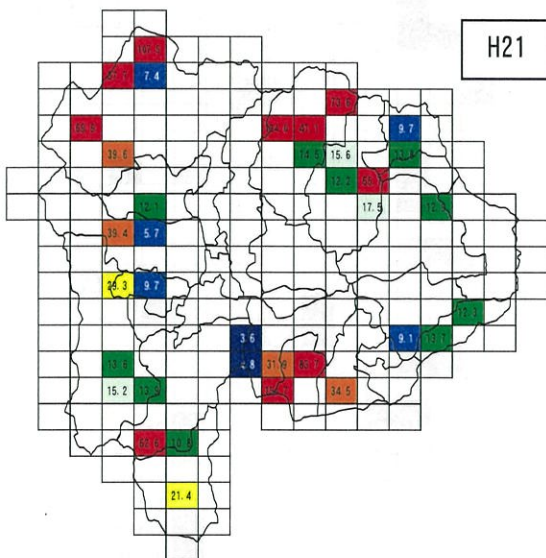
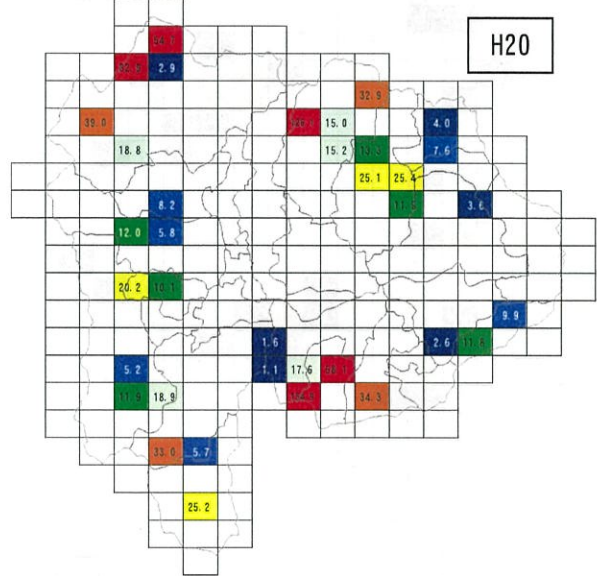
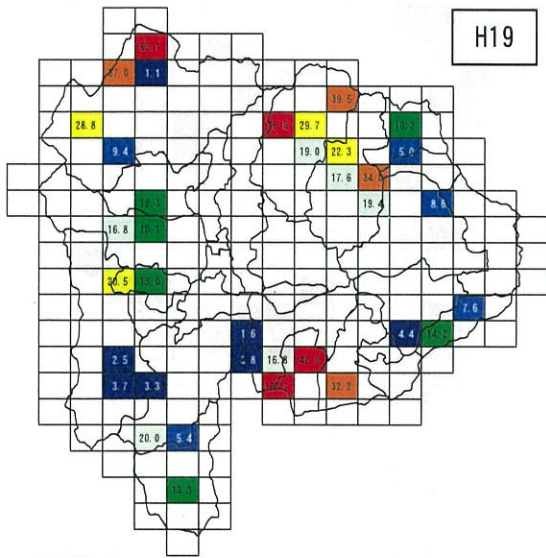
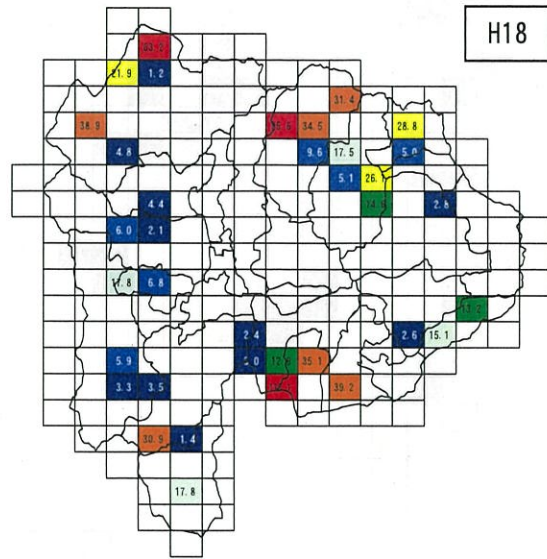
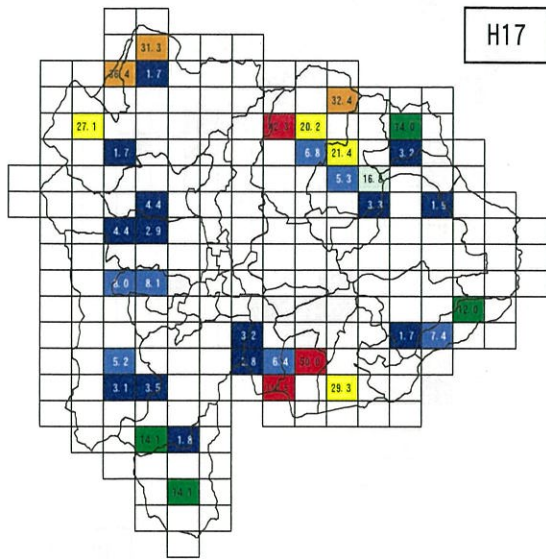


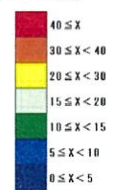
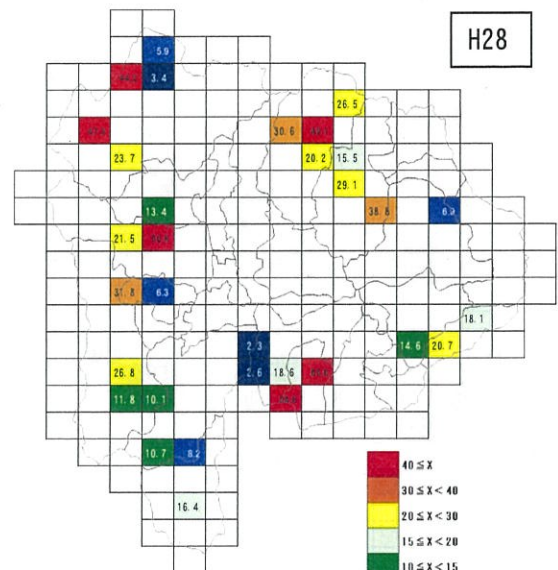
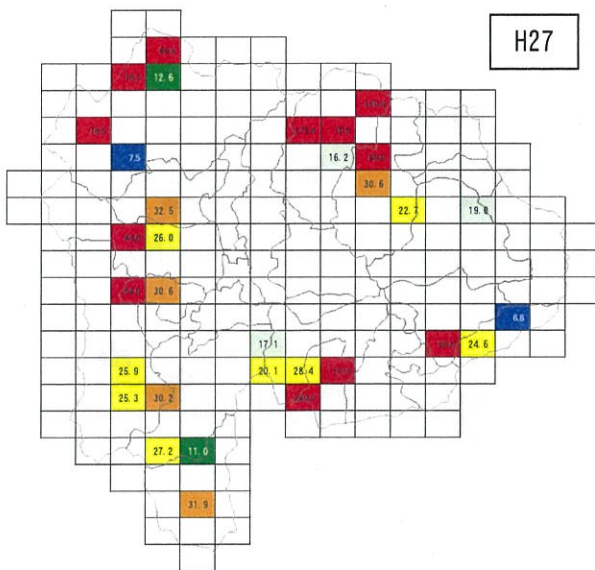
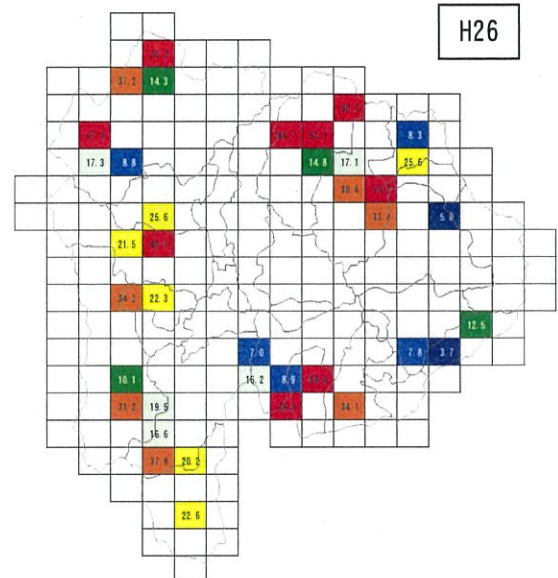
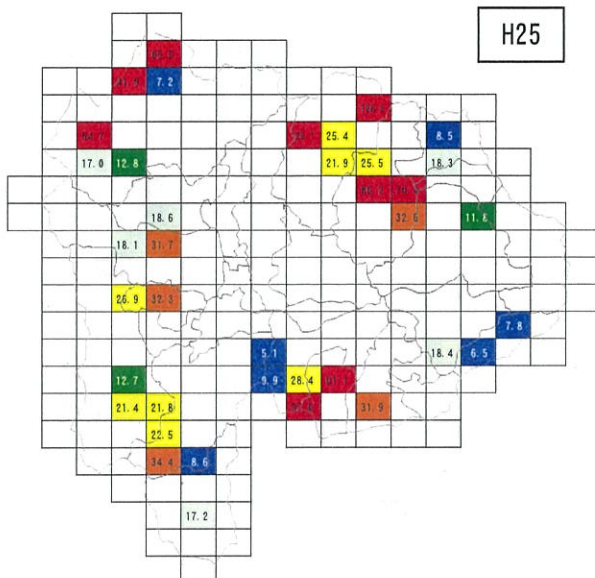
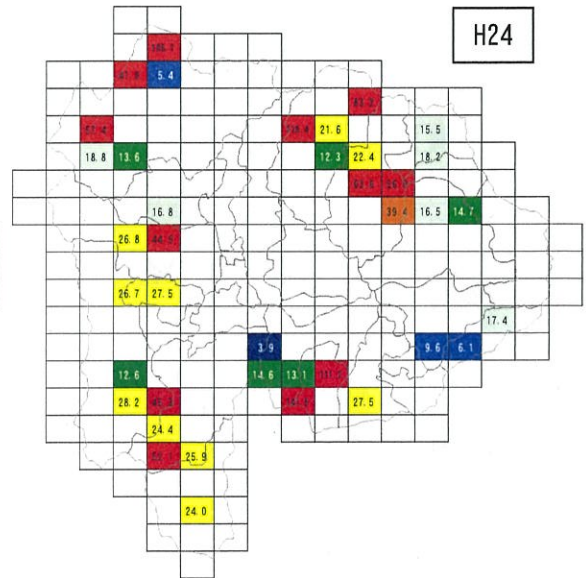
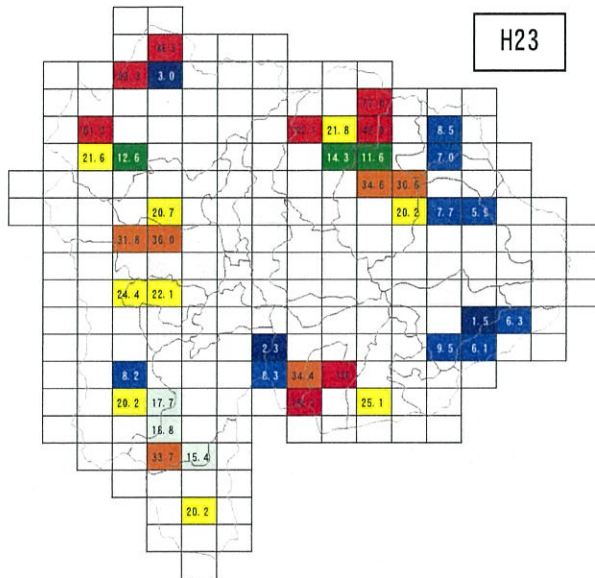
図 21 計画の実施体制

参 考 資 料

- 1 シカ糞塊密度調査結果
- 2 シカ捕獲数の推移
- 3 第2期山梨県第二種特定鳥獣管理計画に基づく実施計画の作成について
- 4 事業スケジュール
- 5 ニホンジカに係る特定計画策定の経緯

1 シカ糞塊密度調査結果(平成17年度～28年度)





注：黄塊密度

2 シカ捕獲数の推移

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
狩猟	オス	1,389	1,395	1,834	1,767	1,816	1,734	1,669	1,796	1,728	1,596
	メス	781	808	1,296	1,384	1,311	1,486	1,459	1,616	1,949	1,698
	不明		2	17	56	69	260	237	209	72	215
	計	2,170	2,205	3,147	3,207	3,196	3,480	3,365	3,621	3,749	3,509
有害	オス	141	218	25	63	46	85	120	44	110	167
	メス	135	178	46	56	47	45	107	48	64	72
	不明			14		31	51	100	206	124	80
	計	276	396	85	119	124	181	327	298	298	319
管理	オス		216	771	1,467	1,541	1,770	2,940	3,344	3,524	4,218
	メス		161	660	1,279	1,517	1,724	2,560	3,916	4,171	5,076
	不明	227			5	6	36	583	2	7	47
	計	227	377	1,431	2,751	3,064	3,530	6,083	7,262	7,702	9,341
合計	オス	1,530	1,829	2,630	3,297	3,403	3,589	4,729	5,184	5,362	5,981
	メス	916	1,147	2,002	2,719	2,875	3,255	4,126	5,580	6,184	6,846
	不明	227	2	31	61	106	347	920	417	203	342
	計	2,673	2,978	4,663	6,077	6,384	7,191	9,775	11,181	11,749	13,169

3 第2期山梨県第二種特定鳥獣管理計画に基づく実施計画の作成について

(1) 実施計画策定手順

手順	作成者	内 容
①	市町村	被害地図の作成（毎年度補正） 生息情報地図の作成（順次作成）
②	市町村	市町村ごとに実施計画作成（毎年度） ・地域の地形、作物の状況に応じた被害防除の選択
③	県	市町村ごとの実施計画の取りまとめ→県の実施計画の策定
④	市町村	市町村ごとの実施計画に基づく被害防除対策の実施
⑤	県	市町村の取り組みへの支援

(2) 被害地図の作成

被害場所、被害時期、被害内容（農作物、林業）、狩猟を含む捕獲情報、防護柵設置等被害防除対策を一元的に把握することにより、効果的な防護柵の設置や管理捕獲の実施に資するため、市町村において被害地図を作成する。

【記載情報】：①被害場所、②被害時期、③被害内容(被害作物、被害額)、
④防護柵の設置場所、⑤個体捕獲場所・方法・雌雄別頭数、
⑥耕作放棄地、⑦草地、⑧森林、⑨その他必要な事項
具体的には、1/10,000程度の市町村管内図等を使用する。

(3) 実施計画の作成

市町村は、被害地図、被害状況に関するモニタリング結果等を活用し、市町村の各地域(集落)における防護柵設置計画と管理捕獲計画等を明示した実施計画を作成する。

【被害防除対策】

- ・防護柵の設置予定箇所、延長

【個体数調整】

- ・地域(集落)ごとに管理捕獲の地理的範囲、時期(月)、頭数を設定。
- ・県から内示される管理捕獲基準頭数を基に、被害状況のモニタリング結果等から管理捕獲計画頭数をまとめる。

【生息環境整備】

- ・市町村実施の森林整備予定箇所、事業量等

平成 年度 ニホンジカ管理事業計画

1 被害状況

(1) 農業被害

被害地区	被害作物	被害量 (面積等)	被害対策の状況	問題点	H 年度被害防除対策 実施予定

(2) 林業被害

被害地区	被害作物	被害量 (面積等)	被害対策の状況	問題点	H 年度被害防除対策 実施予定

2 ニホンジカの生息状況

(1) 捕獲実績

区分		H 年度	H 年度	H 年度	H 年度	H 年度
個体数調整	オス					
	メス					
	小計					
有害	オス					
	メス					
	小計					
計	オス					
	メス					
	小計					

(2) 目撃データ

場所	H 年 月	H 年 月	H 年 月	H 年 月	H 年 月	H 年 月

生息数増減についてのコメント

3 捕獲計画

(1) 目標頭数

市町村目標頭数 頭

目標頭数の根拠等を記入

(2) 捕獲計画（個体数調整）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月別捕獲計画						
累計						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月別捕獲計画						
累計						

(3) 捕獲実施方法

月	事業実施等の内容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

整理番号
メッシュ番号ごとの通し番号

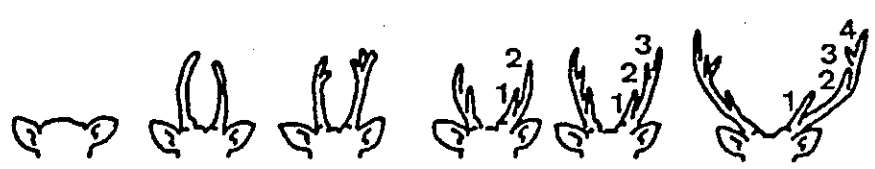
山梨県ニホンジカ捕獲個体調査票

捕獲年月日	平成 年 月 日	個体番号 同じ日に捕れた個体に通し 番号をつけて下さい	
-------	----------	-----------------------------------	--

【捕獲者および捕獲場所】

捕獲者	【事業者名】		
	【氏 名】		
捕獲方法	(1)銃 (2)その他()		
捕獲場所 及び メッシュ番号	市・郡	町・村	
	字	通称	地内
	鳥獣保護区等位置図メッシュ番号		

【捕獲個体の内容と採取部位】該当するものを○で囲んでください。

性 別	①オス	②メス	③不明
1. オス	①角の状態 袋角(皮に被われた角) ・ 枯れ角 ・ 落角中		
	②角の枝数(該当する形を○で囲んで下さい)		
			
	0 角なし ①1本角 ②先端が ③2本角 ④3本角 ⑤4本角 分枝		
2. メス	①乳汁の分泌(乳をしぼると乳が出るか)		あり ・ なし ・ 不明
	②乳腺の発達(乳房が大きくなっていったか)		あり ・ なし ・ 不明
	③胎児(妊娠の有無)		あり ・ なし ・ 不明
	④胎児の数と性		合計 頭
	内訳 (オス	頭 メス	頭 不明 頭)
体 長	cm	体 重	キログラム
胃の内容物	採取あり()		採取なし

山梨県ニホンジカ管理捕獲事業出猟カレンダー

氏名	
----	--

出猟年月日	出猟した地域の メッシュ番号			シカ目撃数				シカ捕獲数				
				♂	♀	不明	計	♂	♀	不明	計	

4 事業スケジュール

項目	事業名	5箇年計画等	H29	H30	H31	H32	H33
計画策定	実施計画作成	毎年度作成	←				→
	次期計画の策定					←	→
個体数調整	管理捕獲（県）	毎年度計画作成	←				→
	管理捕獲（市町村）	毎年度計画作成	←				→
	狩猟	毎年度計画作成	←				→
	担い手育成	講習会等開催	←				→
生息環境整備	森林整備		←				→
	モデル区域設置		←				→
被害防除対策	獣害防護柵設置		←				→
	植生防護柵設置		←				→
モニタリング	個体群・生息環境	毎年度実施	←				→
	被害調査の実施	毎年度実施	←				→

5 ニホンジカに係る特定計画策定の経緯

- ・第1期特定鳥獣保護管理計画（H17年4月1日～H19年3月31日）
- ・第1期変更期特定鳥獣保護管理計画（H19年4月1日～H24年3月31日）
- ・第2期特定鳥獣保護管理計画（H24年4月1日～H27年5月28日）
- ・第1期第二種特定鳥獣管理計画（H27年5月29日～H29年3月31日）

第2期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画

平成29年3月策定

山梨県森林環境部みどり自然課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話055-223-1520

